

社員教育・人材育成

運転士の養成

動力車操縦者運転免許に関する省令の規定により、昭和32年8月29日に運輸大臣(国土交通大臣)の指定を受け、動力車

操縦者養成所として、運転士の養成を行っています。

国土交通大臣から養成所の指定を受けると、養成所がそれに必要な所定の教習や国家試験を実施することができ、受験

資格は満20才以上の者で動力車操縦者に関して必要な身体検査や適性検査および筆記試験、技能試験などに合格すれば、地方運輸局長から運転免許が交付されます。

運転士養成の流れ



研修所(課)への入所



学科講習



技能講習

乗務員の日々の管理

● SAS(睡眠時無呼吸症候群)対策

睡眠時無呼吸症候群は、睡眠中に呼吸が止まる疾患です。英語表記からSAS(Sleep Apnea Syndrome)と呼ばれます。無呼吸とは10秒以上の呼吸停止と定義され、この無呼吸が1時間に5回以上または7時間の睡眠中に30回以上あればSASと診断されます。SASは十分な睡眠がとれず、ヒューマンエラーにつながる恐れがあります。そこで事故防止の対策として、運転士全員に対してSASの簡易検査(パルスオキシメータ)を3年周期で実施し、主治医と産業医の指導のもと、必要がある場合は適切な治療を義務づけています。

● アルコールチェック

当社では出勤点呼時や業務開始前のアルコールチェックを運転士および車掌をはじめ、社用車や保守用車などの運転に携わる者全員に対して実施しています。また、アルコールに対する乗務員の意識の徹底や点呼時におけるアルコールチェック体制のさらなる強化、事故を未然に防ぐためのヒヤリハットや公共交通従事者としての社会的責務の自覚を促すため、業務外でも自宅でチェックできるアルコールセンサーを配布しています。



アルコールチェック

● 出勤点呼時のワンポイントアドバイス

運転保安度向上のため、出勤点呼時に乗務員に対して、ワンポイントアドバイスを行うことで注意喚起を促しています。従来の点呼方法を改善し、具体的に注意箇所を指摘し、言葉を交わしコミュニケーションを図っています。さらに朝礼時には綱領・ゼロ災害の唱和を行うことで、安全へのより一層の意識づけを目的としています。

また、運転指令者が列車無線を使って天候などそのときの状況にあったアドバイスをを行っています。



出勤点呼時